	（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）			
(三)	構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	N五〇		
(四)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）	N五〇	十五センチメートル以下	二・五
(五)	パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）、構造用パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）、構造用ＭＤＦ（ＪＩＳ　Ａ五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用ＭＤＦに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。）			
(六)～(七)	（略）			

（新設）

(一)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）	N五〇	十五センチメートル以下	二・五
(二)	パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプのものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）			
(三)～(七)	（略）			